

令和6年度 第1回

沖縄県公共事業評価監視委員会

＜傍聴者・プレス用：説明資料抜粋＞
（評価調書及び概要図）

令和6年9月9日（月）

傍 聴 要 領

平成 24 年 2 月 3 日

沖縄県公共事業評価監視委員会

1. 傍聴する場合の手続き

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- 2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 30 分前からです。
- 3) 受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- 4) 会議の傍聴定員は原則として 10 名です。

2. 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。
- 3) 傍聴者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- 2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- 6) 会場において、携帯や PHS は、電源を切るかマナーモードにすること。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

令和6年度第1回 沖縄県公共事業評価監視委員会

日時：令和6年9月9日（月）

場所：県庁11階第1・2会議室

次 第

1. 開会

2. 委員長の選任

3. 諮問

4. 審議

【再評価】

〔道路事業〕

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 浦添西原線（嘉手苅～小那覇）道路改築事業 | （土木建築部） |
| (2) 東風平豊見城線 道路改築事業 | （ 〃 ） |
| (3) 宜野湾南風原線（喜屋武）道路改築事業 | （ 〃 ） |

〔河川事業〕

- | | |
|---------------|---------|
| (4) 安謝川河川改修事業 | （土木建築部） |
|---------------|---------|

〔砂防事業〕

- | | |
|--------------|---------|
| (5) 東屋部川砂防事業 | （土木建築部） |
|--------------|---------|

5. 閉会

令和6年度第1回 沖縄県公共事業評価監視委員会 出席者名簿

当委員会 職名	氏名	所属・職名	出欠
委員	イリベ ツナキヨ 入部 綱清	琉球大学工学部 助教	○
委員	キムラ ショウ 木村 匠	琉球大学農学部 准教授	○
委員	サトウ ミツル 佐藤 充	琉球文化交流研究センター合同会社 代表社員	×
委員	シュ ガイブン 朱 愷雯	沖縄大学経法商学部 准教授	×
委員	シロマ サクラ 城間 櫻	株式会社りゅうぎん総合研究所 研究員	○
委員	タマキ チカコ 玉木 千賀子	沖縄大学人文学部 教授	○
委員	ノザキ セイコ 野崎 聖子	うむやす法律会計事務所 弁護士	○
委員	ミヤギ ケイ 宮城 桂	沖縄工業高等専門学校 講師	○
委員	モリタ マサヤ 守田 昌哉	琉球大学熱帯生物圏研究センター 准教授	○
委員	ヤギ チエミ 屋宜 智恵美	琉球大学国際地域創造学部 准教授	○

(※五十音順)

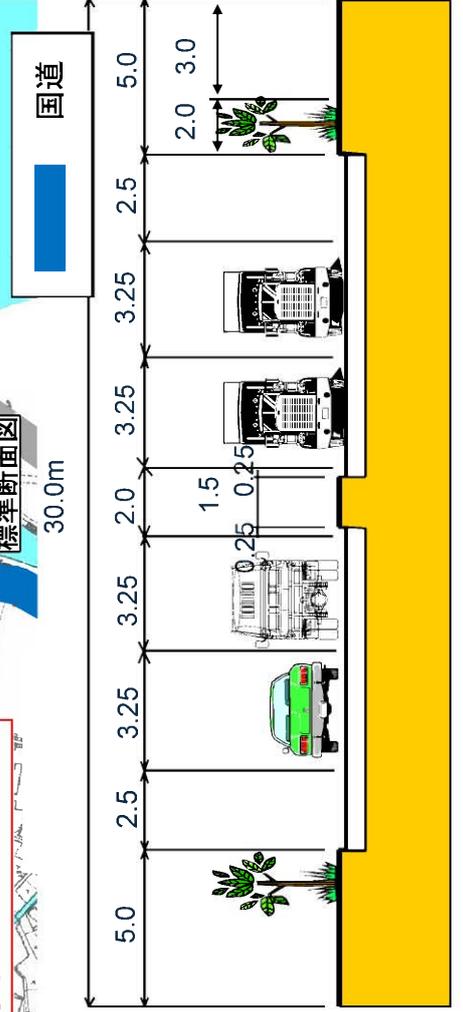
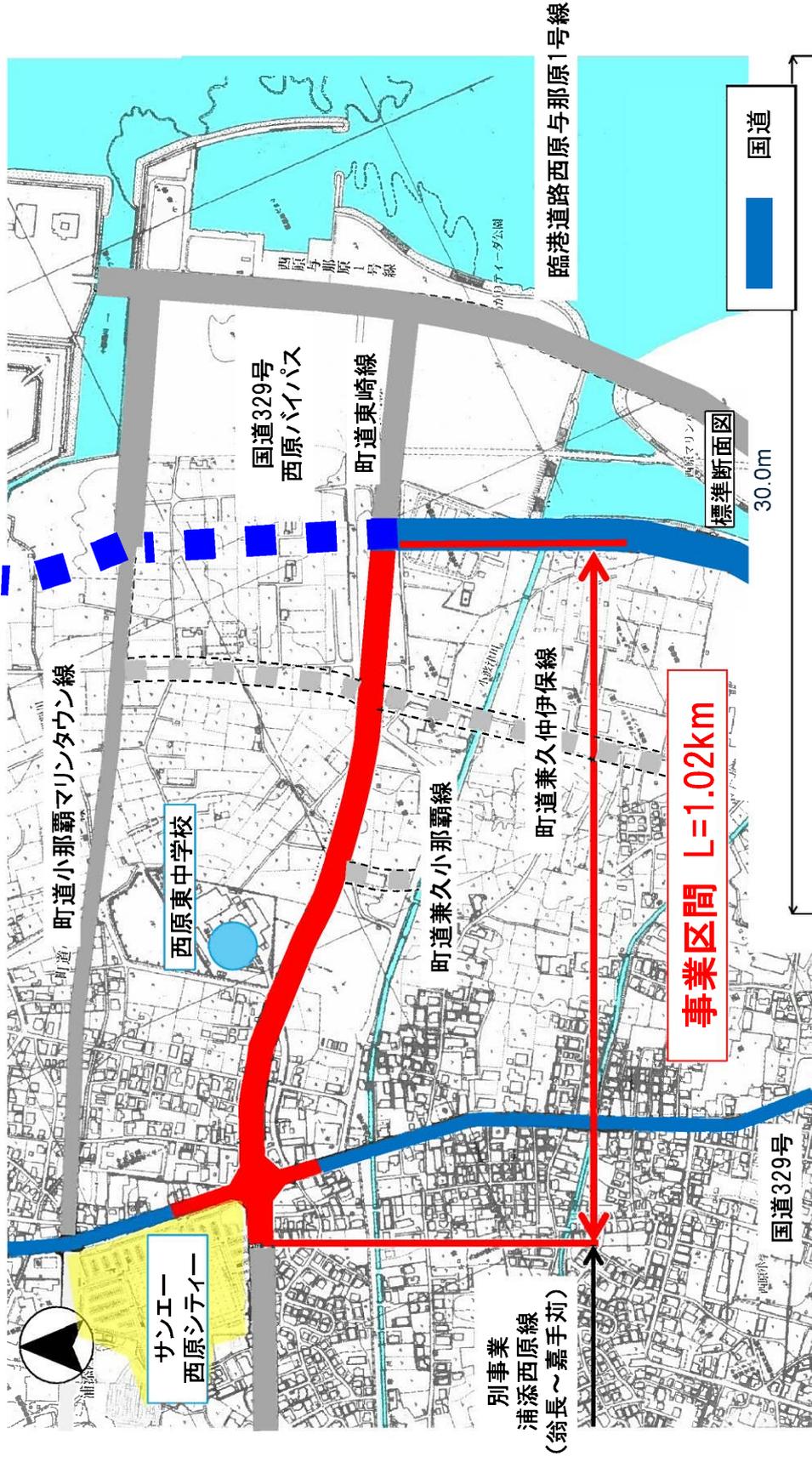
公共事業再評価調書(3回目再評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：主要地方道浦添西原線(嘉手苅～小那覇)道路改築事業		前再評価年度：令和元年度		
	事業種別：主要地方道改築事業	事業主体：沖縄県	(H15～R4)		
	事業箇所：西原町	根拠法令：道路法	事業期間：H15～R8		
	(4,409)	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=1.02Km、W=30.0m		
(整備目的)	浦添西原線は、沖縄本島西海岸の浦添市港川を起点とし、東海岸の西原町小那覇を終点とする約12.8kmの主要地方道であり、ハシゴ道路ネットワークの縦軸幹線道路である国道58号、沖縄自動車道、国道329号を相互に連絡し、交通需要の分散を担う重要な横軸幹線道路である。 このうち、本事業において、西原町嘉手苅の国道329号与那城交差点付近から同町小那覇の国道329号与那原バイパスの交差点までの1.02kmを整備するものであり、現道の交通渋滞の解消と、国道329号与那原バイパスとともに西原町、与那原町の活性化に寄与するものである。				
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間及び事業費の変更				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()				
(具体的理由)	・単価不満等により、用地の取得に時間を要していた区間があり、工事着手が遅れた。 ・本事業区間は、国道329号与那原バイパスや町道等の他事業と取り付くことから、関係機関との協議に時間を要している。				
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	4,720	1.02	31.5	
	実施済	4,424	1.00	31.5	
	率	94%	98%	100%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	用地取得及び工事進捗を図った。				
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	19,146	① 事業費	4,441	
	② 走行経費低減	1,850	② 維持管理費	150	
	③ 交通事故減少	150			
	(検計年50年)	総便益	21,146	総費用	4,591
(基準年R6)	基準年換算(B)	8,618	基準年換算(C)	7,325	
(単位:百万円)	費用便益比 (B/C) = 8,618 / 7,325 = 1.18				
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済 <ul style="list-style-type: none"> 沖縄都市モノレール延長区間が令和元年10月に開業し、終点駅である「でだこ浦西駅」では、パーク&ライドが併設され、当該駅の1日平均乗客数が令和元年度1,308人/日に対し、令和5年度には2,203人/日に増えている。 国道329号与那原バイパス全区間4.2kmのうち、未供用区間の2.2kmが令和4年3月に暫定2車線で供用された。 当該事業の終点部に接続する国道329号西原バイパスが令和3年度に事業化されている。 西原町及び与那原町にまたがるマリンタウン地区に大型MICE施設の建設が予定され、令和6年6月に事業者選定に係る入札公告を行い、令和11年3月の供用開始に向けて取り組んでいる。 ② 地元・自治体： <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に開催した沖縄振興拡大会議において、当該路線の早期整備の要望があった。 ③ 利害関係者： <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に全ての用地取得を完了した。 				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、ハシゴ道路の一部を形成しており、交通需要の分散を担う重要な幹線道路である。 国道329号与那原バイパスや西原バイパスなどの他事業と連携し、交通渋滞の緩和や東海岸地域の産業振興の支援に寄与することから、早期の整備が必要である。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： <ul style="list-style-type: none"> 現在、用地取得率は、100%に達しており、現計画の推進が効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： <ul style="list-style-type: none"> 供用開始に至っていないため、十分な効果は発現していない。 				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 関係機関との協議を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係： 令和5年度に用地取得完了した。 ③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他	(前再評価での主な意見等) 用地取得に時間を要しているようだが、重要性や公益性の高い事業において、早期に事業効果を発現できるような仕組みについて検討してはどうか。				

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画

浦添西原線（嘉手苳～小那覇） 計画図



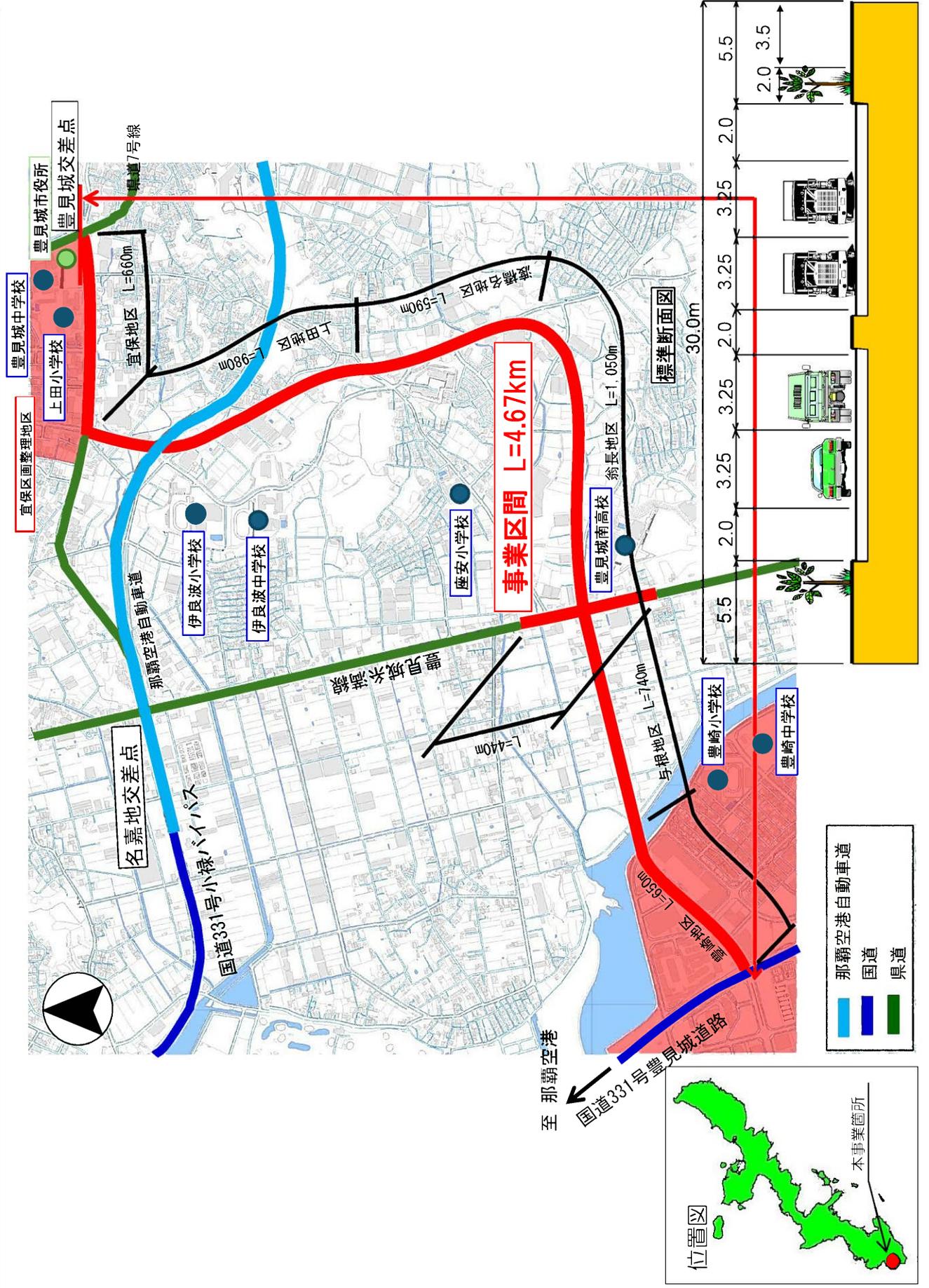
公共事業再評価調書(4回目再評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要	事業名：一般県道東風平豊見城線道路改築事業		前再評価年度：令和元年度	
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県		(H10～R5)
	事業箇所：豊見城市	根拠法令：道路法		事業期間：H10～R10
	(22,858)	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=4.67km、W=30.0m
(整備目的)	一般県道東風平豊見城線は、八重瀬町字東風平を起点とし、豊見城市豊崎に至る総延長9.1kmの道路である。現在、豊見城市豊見城交差点から豊崎に至る4.67kmの改築事業を推進している。 この事業により、那覇市と豊見城市及び糸満市が連結され、国道331号、県道11号線、県道256号線、県道7号線等の慢性的な交通渋滞を緩和し、地域間連携の強化、土地利用の増進、観光振興等に寄与するものである。			
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間及び事業費の変更			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()			
3 再評価に至った主な要因	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他(関係機関との協議)			
(具体的理由)	・単価不満、相続協議の難航等により、用地の取得に時間を要し工事着手が遅れている。			
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	24,370	4.67	101.0
	実施済	23,331	4.30	100.7
	率	96%	92%	99%
(R6.3時点)				
4-2 前再評価以降の主な進捗	用地取得及び工事進捗を図った。			
5 事業効果の評価指標	① 走行時間短縮	110,881	① 事業費	23,047
	② 走行経費低減	8,858	② 維持管理費	650
	③ 交通事故減少	300		
	(検討年50年)	総便益	120,039	総費用
(基準年R6)	基準年換算(B)	45,602	基準年換算(C)	43,555
(単位:百万円)	費用便益比 (B/C) = 45,602 / 43,555 = 1.05			
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済			
	・ 令和2年6月に大型商業施設がオープンしており、新たなショッピングモールに水族館等、新たな観光需要・雇用の創出が進んでいる。 ・ 国道506号(小禄道路)の整備が進められており、周辺の交通状況に変化が生じている。 ・ 豊見城市の人口・世帯数は年々増加しており、令和元年度に対して人口は約2%増加、世帯数は約10%増加している。			
	② 地元・自治体：・ 令和6年度に開催した南部市町村との行政懇談会において、当該路線の早期整備の要望があった。			
③ 利害関係者：・ 単価不満、相続協議の難航等の地権者がいる。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など：			
	・ 豊崎地区の発展に伴い、事業区間の周辺道路は、慢性的な交通渋滞を呈していることから、早急な渋滞緩和、アクセス機能の強化が必要である。			
	② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)：			
・ 終点側の豊崎地区および与根地区は供用済みであり、国道331号豊見城道路と豊見城糸満線に連結している。また、用地の99%が取得済となっていることから、現計画の推進が効率的である。				
③ 事業効果の発現状況：				
・ 渡橋名地区および上田地区の一部で、暫定供用しているものの、前後の道路が未整備のため、十分な効果が発現していない。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。			
	② 対住民関係： 引き続き用地交渉を重ね速やかな用地取得を目指す。難航用地については、任意交渉と並行し土地収用法による手続きを進め、令和9年度までの取得完了を目指す。			
	③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他	(前再評価での主な意見等) 用地取得に時間を要しているようだが、重要性や公益性の高い事業において、早期に事業効果を発現できるような仕組みについて検討してはどうか。			

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

東風平豊見城線 計画図



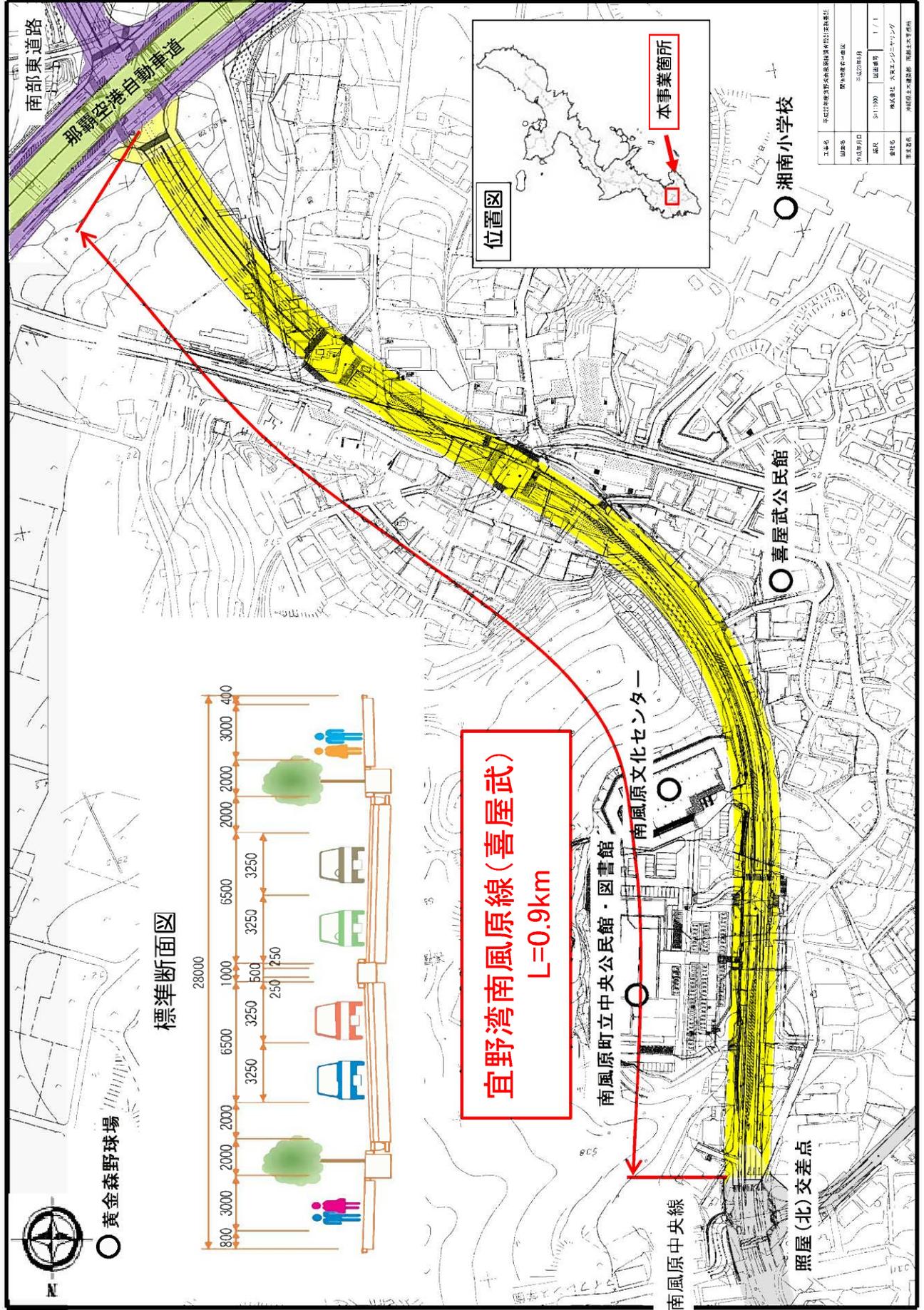
公共事業再評価調書(再々評価)

所管課： 道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般県道宜野湾南風原線(喜屋武)道路改築事業		前再評価年度：令和元年度	
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県		(H22～R8)
	事業箇所：南風原町	根拠法令：道路法		事業期間：H22～R13
	(5,381)	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=0.9km, W=28.0m
	総事業費(百万円)：6,810			
一般県道宜野湾南風原線は、宜野湾市真栄原(真栄原交差点)を起点とし、国道329号兼城交差点を経て、主要地方道南風原知念線(南部東道路)との交差点を終点とする延長約7.9kmの路線である。 喜屋武区間は南部東道路と直接連結する区間であり、当該区間の4車線拡張整備により南部地域の体系的な交通ネットワーク強化を図り、中南部都市圏へのアクセス性向上を図るものである。				
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間及び事業費の変更			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input checked="" type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他(関係機関との協議)			
4 事業の進捗状況 (R5.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	6,810	0.9	31.1
	実施済	2,047	0.0	6.6
	率	30%	0%	21%
4-2 前再評価以降の主な進捗	主に用地取得を推進した。			
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R6) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 ② 走行経費低減 ③ 交通事故減少 総便益 基準年換算(B)	19,728 1,450 50 21,228 7,188	① 事業費 ② 維持管理費 総費用 基準年換算(C)	5,184 100 5,284 6,309
費用便益比 (B/C) = 7,188 / 6,309 = 1.14				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続する南風原中央線が令和2年度に全区間供用を開始した。 ・ 接続する南部東道路の一部区間において令和3年3月、暫定供用を開始した。 ・ 南部東道路終点部のつきしろ地区において土地区画整理事業を実施中であり、令和6年に大型商業施設が開業している。 ② 地元・自治体： <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度に開催した南部市町村との行政懇談会において、当該路線の早期整備の要望があった。 ③ 利害関係者： <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で事業反対や単価不満等の難航地権者はいない。 			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 南部地域の体系的な交通ネットワークの一部を担い、人流・物流の円滑化は産業振興及び地域活性化への期待が高く、災害時の緊急輸送道路としての機能も有している道路である。 地元からの要望が強く、早期完成が望まれている。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 当該路線の起点側の南風原中央線は令和2年度に全区間供用を開始し、終点側は南部東道路の整備が進められている。 関連事業と一体的な整備を行うことにより、効率的かつ早期の事業効果発現を目指す。 ③ 事業効果の発現状況： 工事に未着手のため、事業効果は発現されていない。			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 用地取得及び工事を鋭意進め、令和13年度の完成を目指す。 ② 対住民関係： 地域住民に対して整備の必要性を丁寧に説明し、用地取得に取り組む。 ③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	用地取得に時間を要しているようだが、重要性や公益性の高い事業において、早期に事業効果を発現できるような仕組みについて検討してはどうか。			

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

一般県道 宜野湾南風原線（喜屋武） 計画図

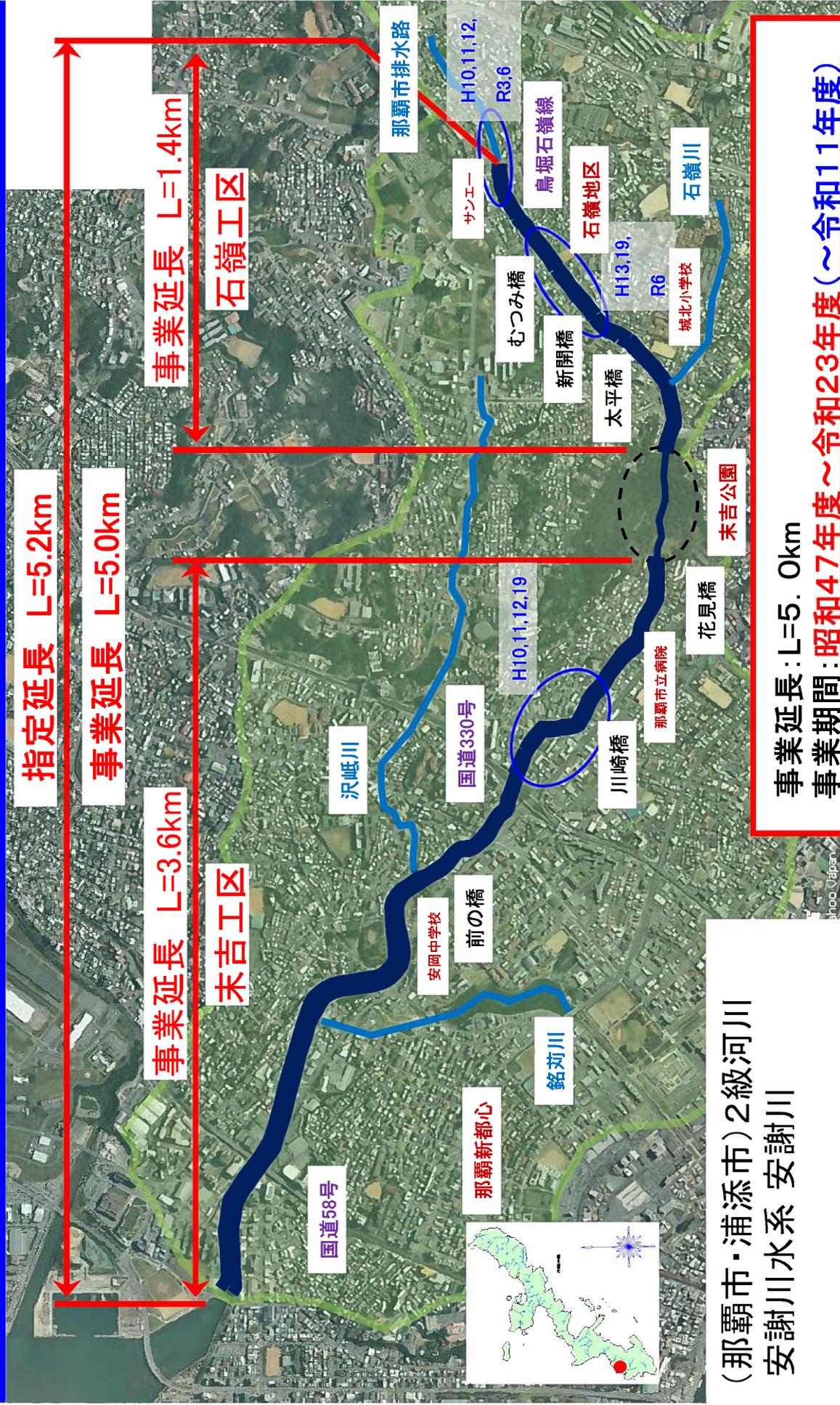


公共事業再評価調書（6回目再評価）

所管課：河川課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：安謝川河川改修事業		前再評価年度：令和元年度	
	事業種別：広域河川改修事業	事業主体：沖縄県	(S. 47~R. 11)	
	事業箇所：那覇市、浦添市	根拠法令：河川法	事業期間：S. 47~R. 23	
	総事業費(百万円)：20,153	費用内訳：補助 9/10	事業量：5.00km	
1-2 前再評価以降の計画変更	総事業費及び事業期間の変更。			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他（ ）			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ）			
4 事業の進捗状況 (R6. 3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)
	計画	20,153	5.0	31.4
	実施済	15,061	3.3	23.2
	率	75%	65%	74%
4-2 前再評価以降の主な進捗	令和4年度に2連目のボックスカルバートが完成し、ボックス上下流の取付護岸を整備している。また、石嶺工区において用地取得を推進している。			
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年 R6) (単位：百万円)	① 一般資産	310,486	① 建設費	19,473
	② 農作物	0	② 維持費	7,841
	③ 公共土木施設等	230,381		
	④ 間接被害額	45,505		
	便益(B)	586,372		
	⑤ 残存価値	67	総費用	27,314
	基準年換算(B)	377,428	基準年換算(C)	63,939
	費用便益比 (B/C) = 377428 / 63939 = 5.9			
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：整備区間より上流部では、那覇市が浸水被害の解消を目的として、雨水貯留施設整備が実施されており、令和6年度に完成予定である。また、近年の気候変動による気象災害の激甚化に伴い、積極的に国土強靱化に取り組む機運が高まっている。 ② 地元・自治体：令和6年7月、那覇市から土木建築部長へ国道330号ボックスカルバート改修工事の早期完成及び石嶺工区の早期整備要望があった。 ③ 利害関係者：特になし。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など：令和6年6月の大雨により石嶺工区で河川が氾濫し、周辺家屋の床上浸水や道路冠水が多数発生していることから、早期整備に取り組み浸水被害の解消を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)：河口から末吉橋までの区間(約3.3km)が概成し、用地取得率が74%であるため、現計画を推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況：1連目のボックスカルバートへの河川流水の切り替えが完了しており、末吉工区において、近年では浸水被害が発生していないことから、一定の事業効果が発現している。			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：末吉工区については、令和11年度の整備完了、石嶺工区を含めた全区間については、令和23年度の事業完了を目指す。 ② 対住民関係：地域住民に対し事業の必要性等を丁寧に説明し、地元自治体との連携を図りながら事業実施に取り組む。 ③ 執行体制等：現体制で執行可能である。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での主な意見等)	特になし。			
* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画				

1. 安謝川河川改修事業の概要



(那覇市・浦添市) 2級河川
安謝川水系 安謝川

事業延長: L=5.0km
事業期間: 昭和47年度～令和23年度(～令和11年度)
総事業費: 20,153百万円(19,787百万円)
予算種別: 社会資本整備総合交付金(河川)

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：海岸防災課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：東屋部川砂防事業		前再評価年度：令和元年度		
	事業種別：通常砂防事業	事業主体：沖縄県	(H22～R6)		
	事業箇所：名護市	根拠法令：砂防法	事業期間：H22～R11		
	総事業費(百万円)：206	費用内訳：補助 9/10	(砂防堰堤1基、工用道路L=136m) 事業量：砂防堰堤1基、工用道路L=257m		
集中豪雨等により発生する土石流による土砂災害を防止することにより、地域住民の生命、財産を守る。					
1-2 前再評価以降の計画変更	総事業費及び事業期間を変更する。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他（ ）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他（工用道路） ・未相続の土地があり、用地交渉に時間を要している。 ・工用道路借地に係る同意取得に時間を要している。				
4 事業の進捗状況 (R6.9月末時点)	項目	事業費(百万円)	整備(基)	用地取得(千㎡)	
	計画	206	1.0	2.9	
	実施済	51	0.0	2.7	
	率	25%	0%	93%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	・用地取得を進めるとともに工用道路の借地交渉に取り組んでいる。				
5 事業効果の評価指標 検討年 整備期間+50年 (基準年R6) (単位:百万円)	① 直接被害額	2,509		① 建設費	188
	② 間接被害額	5,699		② 維持管理費	9
	便益(①+②)	8,208		費用(①+②)	197
	基準年換算(B')	3,036			
③ 基準年換算(B'×38%) (※土砂整備率38%)	1,154				
④ 残存価値	7				
③+④ 総便益(B)	1,160		基準年換算(C)	214	
費用便益比(B/C) = 1160 / 214 = 5.43					
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：令和5年3月17日、当該箇所は土砂災害特別警戒区域(土石流)に指定された。 ② 地元・自治体：特になし。 ③ 利害関係者：未取得用地については、未相続の土地1筆となっており、任意交渉を進めている。工用道路の同意取得率は20%となっている。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 過去に土砂や流木等が暗渠を塞いで河川が氾濫し、流水が住宅地へ流れ込む被害が発生している。また、現地調査の結果、当該箇所は土石流により危険性が高いことが判明しており、保全物件数も多いことから、早期整備の必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 用地取得率93%と事業が進捗しており、現計画を推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 砂防堰堤が未整備であるため、事業効果は発現していない。				
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：現計画で事業を推進し、令和11年度の完成を目指す。 ② 対住民関係：未取得用地及び借地については、任意交渉を鋭意進めていく。 ③ 執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	過疎化地域における自然災害に対する防災対策として、施設整備による防護だけでなく、住民の移転等といった別の方法も検討すべきではないか。				

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画

1. 事業概要

事業名：東屋部川砂防事業
事業種別：通常砂防事業
事業期間：H22～R11
総事業費：206百万円
事業量：砂防堰堤1基、工事用道路

